

【資料 1】

## 基 本 仕 様 書

### 1 件名

令和 8 年度練馬区戦略的広報支援業務委託

### 2 目的

区は、多くの行政分野で全国自治体を先導する多数の政策、「練馬区モデル」を実現し、様々なプロモーション活動を積極的に行ってきました。

令和 9 年に独立 80 周年を迎える練馬区は、文化・スポーツ・みどりや、充実した福祉医療サービス、実現に向けて大きく前進した大江戸線の延伸など、区民生活をより豊かにする施策を組み合わせることで、まだまだ発展ができる都市である。

については、区政を取り巻く社会状況を的確に分析・把握し、区民のニーズやターゲットに応じた情報発信の手法、コンテンツ等について専門的な見地から助言や提案を受け、新たな切り口を含めた戦略的な「伝わる」広報の実施により、区の魅力をより多くの人々に認知してもらうため、業務委託を行う。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

### 4 履行場所

履行場所は次のとおりとする。

- (1) 練馬区広聴広報課（練馬区豊玉北 6-12-1 区役所本庁舎 7 階）
- (2) 受託者の所在地
- (3) その他、区が指定する場所（オンラインによる履行を含む）

### 5 委託内容

#### (1) 区の施策を踏まえた戦略的広報支援等業務

これまでの区のプロモーション活動を踏まえつつ、区政の動向を注視しながら、区の施策の方向性に合致した最適な広報業務を共に考え、見定めるための伴走支援を行うこと。については、充分な支援体制のもと、区への意見聴取、意見交換を密に行い、区がとるべき戦略的広報業務について積極的に提案すること。

上記を踏まえたうえで、下記ア～ウを実施すること。

#### ア 区の広報業務の検証

区がこれまで行ってきた各広報活動、現状および社会状況の検証を行い、今後区がとるべき戦略的広報活動方針の道筋となる要素を明らかにすること。

#### イ 戰略的広報活動方針の提案

上記アの検証結果および区の施策の方向性に沿った、区が行うべき戦略的広報活動方針を提案し、進め方や手法等について助言すること。提案にあたっては、広報活動のテーマ、目的、ターゲット等を設定すること。

#### ウ 戰略的広報活動の実施

上記イの戦略的広報活動方針の提案を踏まえ、区の情報発信のために有効な広報施策、事業のアイデアなどについて、必要に応じ区と協議の上、専門性や独創性のある広報活動を実施すること。

なお、実施にあたっては、事業を周知するのに適したメディアを活用し充分なPR活動を行うこと。

加えて、後述する区公式Instagramアカウント「ねり丸の〈#ねりま推し〉」について、必要に応じ、区と協議のうえ、アカウントの方向性を上記(1)イの「戦略的広報活動方針」に沿ったものに再構築すること。

### (2) 区の魅力発掘・発信のためのInstagramアカウント運用支援

#### ア 投稿記事の作成・投稿等

- ① 区公式Instagramアカウント「ねり丸の〈#ねりま推し〉」を用いて、区の魅力発掘・発信につながるための企画、月1回程度の取材、原稿草案の作成等を行い、記事を投稿すること。
- ② 投稿については、アカウントの状況を見ながら、区と協議のうえ、月3回程度を維持すること
- ③ エンゲージメント率およびインプレッション数の向上につながるような、投稿記事の質を担保するための工夫または仕掛けを施すこと。
- ④ 取材先を企画する際は、人物・活動・スポット共に取材先のジャンルが偏らないよう考慮すること。
- ⑤ 連續性またはストーリー性を持たせる等、新たな切り口の投稿企画を立案、実施すること。

#### イ 投稿結果に関するレポートの作成

- ① レポート作成時には、以下の内容を記載し作成すること

- ・投稿した内容（文章、写真撮影、取材先選定で留意したことなど）
  - ・投稿後の反応に関する内容（投稿への反応を分析し、次回の投稿の参考となる内容）
  - ・アカウント全体の総評（フォロワーの推移、属性分析など）

- ② レポートの作成・報告は半年に1回行うこと

### (3) その他

重要施策にかかる広報活動に関して、専門的知見を活かしたアドバイスをすること。

(4) 報告書の作成

受託期間終了後、速やかに打ち合わせ記録、収集・作成した資料その他の図書をまとめた報告書を作成し、書面およびデータで提出すること。

6 業務体制の整備

- (1) 受託者は、柔軟な対応により、区政の動向に沿った主体的な提案ができるような体制を整備する。かつ、多様な広報、事業サポートができる体制であること。
- (2) 受託者は、広報およびマーケティングについての専門的な知識、技能、経験を有する人材を選定し、本業務に配置すること。
- (3) 受託者は、常に本区と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。

7 支払方法

本業務の履行が完了し検査が終了した後、区は受託者の適法な請求を受けた日から 30 日以内に一括して支払う。

8 その他

業務の履行にあたっては、次に定める各項のとおりにすること。

(1) 各種届出等

受託者は契約締結後速やかに、区指定の各種届出等を提出すること。

(2) 受託情報の取扱い

受託業務を履行するにあたり知り得た個人情報およびその他区の情報の取扱いについては、別紙 1 「情報の保護および管理に関する特記事項」を順守すること。  
なお同特記事項については、契約締結前に必ず確認すること。

(3) 合理的配慮の提供

別紙 2 「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」をふまえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとすること。

(4) 疑義

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、区と受託者で協議のうえ定めるものとする。

9 担当

練馬区 区長室 広聴広報課 広報戦略係 村上、上野、嶺

電話:03-5984-2693 FAX:03-3993-1194

Mail: koho07@city.nerima.tokyo.jp